

第17回 福岡市都市景観審議会

議事録

日時：平成27年10月1日（木） 15:00～16:30

場所：天神ビル 11号会議室

出席：梅津 奈穂子 弁護士
包清 博之 九州大学 教授
三枝 孝司 九州産業大学 教授
佐藤 優 九州大学 教授 ※会長
林田 スマ フリーアナウンサー
三浦 佳世 九州大学 教授

大森 一馬 福岡市議会議員
橋田 和義 福岡市議会議員
篠原 達也 福岡市議会議員
太田 英二 福岡市議会議員
田中 丈太郎 福岡市議会議員
平畑 雅博 福岡市議会議員

会議次第

1.開会

2.審議事項

(1) 福岡市景観計画の見直し（素案）について

3.報告事項

(1) 市民意見募集（パブリックコメント）について

4.その他

5.閉会

<審議の概要>

(※委員の紹介等、審議に直接関係のない部分を一部省略しております。)

「1. 開 会」

会長 : 定刻となりましたので、只今から第17回福岡市都市景観審議会を始めさせていただきます。

: それではまず、本日の出席者数について、事務局から報告をお願いします。

事務局 : 本日の審議会におきましては、18名中12名と2分の1以上の委員にご出席をいただいていることから、福岡市都市景観審議会規則第7条第3項の規定により、本審議会が成立しておりますことをご報告いたします。

会長 : 次に、前回、第16回福岡市都市景観審議会の会議録につきましては、事務局で作成し、委員の皆様へ送付し、確認をお願いしておりましたが、修正等の申し出がなかったため、議事録として確定しておりますことをご報告いたします。

: また、福岡市情報公開条例第36条に基づき、委員の名前を除いた状態で市のホームページに掲載されております。なお、今回の会議録についても、前回同様事務局にて作成し、委員の皆様へ送付し、修正の申し出がない場合は、議事録として確定することとします。

「2. 審議事項」及び「3. 報告事項」

会長 : 本日は、審議事項として「福岡市景観計画の見直し(素案)について」、市長より諮問がありましたので、審議をお願いいたします。また、報告事項として「市民意見募集(パブリックコメント)について」を報告いたします。まずは事務局より資料の説明をお願いします。

事務局 : [資料の説明]

内容の説明に入ります前に、前回、第16回の審議会でもご説明をさせていただきましたが、今後の進め方について改めて確認をさせていただきます。

資料の別紙「歴史資源を活かした景観形成の制度運用に向けたスケジュール」をご覧ください。

今回諮問させていただいております『歴史資源を活かした景観形成の取組み』でございますが、前回の審議会でも、段階を踏みながら、概ね3回に亘ってご審議いただきますことを説明させていただきました。

前回の審議会では、歴史資源を活かした景観形成の取組みの考え方として、歴史資源地区の抽出や、景観法による届出対象規模の見直しなどにつきましてご説明をさせていただき、審議会の皆様には、考え方や方向性等につきまして、ご了承をいただいたところでございます。

本日、2回目の審議会では、この考え方を踏まえ、取組みを図る具体的なエリア設定等をお示しし、併せて、この取組みを反映させる福岡市景観計画の見直し素案について、ご審議をいただきたいと思います。

なお、この素案につきましては、市民の意見をお伺いするパブリックコメントを実施させていただく予定としております。

3回目は、来年2月くらいを予定いたしておりますが、パブリックコメントによりいただいた市民のご意見を踏まえた、景観計画の見直し案についてご審議いただき、審議会の答申をいただく予定としております

ご多忙の中、誠に恐縮でございますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、前回の審議会でもいただいた主なご意見についてでございます。

「主なご意見について」と書いた2枚組の資料をご覧ください。

いただいた意見を表にまとめ、左側にいただいたご意見、右側にその対応等について記載をさせていただいております。

いただきましたご意見につきましては、前回の審議会の中で、事務局より基本的な考え方等の回答をさせていただいておりますが、いくつかの項目につきましては、後ほど、本日の審議資料の中で、具体的な内容を補足説明させていただきたいと考えております。

それでは、審議事項1「福岡市景観計画の見直し（素案）」について、説明をさせていただきます。

お手元のA3横、第17回福岡市都市景観審議会資料をご覧ください。

表紙のページから2枚めくっていただき、3枚目、右下のページ番号1をお願いいたします。

なお、参考資料集の中に「福岡市景観計画」並びに関係法令等もございますので、適宜ご覧いただければと思います。

本資料でございますが、市民意見募集の際の説明資料にもなりますことから、資料の前半では前回の説明内容についても掲載しております。

簡単に振り返らせていただきます。

項目2.歴史資源の現状と課題及び検討内容に記載しておりますが、開発ポテンシャルの高い商業地域等では、福岡市の財産である歴史資源等と周辺建築物との調和を図ることが難しくなっている状況から、新たな取組みの方向性として、歴史資源周辺において一定の範囲を決め、その範囲において届出対象となる建物高さや面積規模の見直しを行い、歴史資源を活かした、きめ細やかな景観誘導を図っていくこと、また、この取組みは届出制度の活用であり、建物の高さを抑えるような形態規制等、特に権利制限を行うものではないことなどを説明させていただきました。

2ページをお願いいたします。

項目4.歴史資源周辺の届出対象規模の見直しの考え方をご覧ください。

届出対象規模見直しの検討フローをお示ししております。

前回は、STEP1からSTEP3にかけて、ご覧の事項についてご審議いただきました。

本日は、STEP4の「抽出した歴史資源の具体的な届出対象規模を見直す範囲と規

模の案」について、さらに、STEP5 の、最終的に今回の取組みの具体的な位置づけとなる「景観計画の見直し（素案）」についてご審議をいただきたいと考えております。

その前に、STEP3 までを簡単に振り返らせていただきます。

資料右の「STEP1 歴史資源の抽出フロー」をご参照ください。

福岡市内の指定・登録文化財のうち、景観上、周辺に与える影響が大きい「建造物」、
「名勝」の64件につきまして、周辺の用途地域等により、開発の可能性や景観の影響などを確認し、周辺の景観誘導が必要と考えられるものを抽出することといたしました。

続きまして、資料右の「STEP2・3 歴史資源周辺の届出対象範囲及び対象規模のケーススタディ結果」をご参照ください。

景観形成の考え方として、神社・仏閣等歴史資源の境内等「視点場からの景観」と、
街道や参道といった「沿道景観」についてケーススタディを行いました。

視点場の景観では、歴史的資源と敷地内の樹木等の大きさや配置、周辺の建物などが概ね近いスケール感で設定したモデルにより、視点場からの距離の違いによって、
現在、届出対象としている建物規模である高さ31mの建物がどのように見えるかを比較いたしました。

結果、届出対象の範囲の設定の考え方として、視点場から敷地内の樹木等を超えて見えている周辺の建物に対して、景観誘導を行う必要があることから、視点場からの距離200mの範囲について取組みを行う届出対象範囲とすることを基本とし、
選定した歴史資源ごとに、実際に影響のある範囲の確認など、現地の状況に応じて範囲設定を行うこととしました。

一方、沿道景観は、沿道形状を一体として、街並みで景観誘導を図る必要があります。このため、沿道に面する建物すべてを届出対象とする必要があると考え、沿道の奥行き方向につきましては、概ね1宅地程度の奥行きに相当する道路境界より30mの範囲とすることといたしました。

また、届出対象となる規模につきましては、建物の高さは、概ね5階建て程度以上となる高さ15mを超えたもの、また、延べ床面積につきましては、主に商業地域等を対象としている駐車場附置義務条例で設置が義務づけられている規模である、
1,500㎡を超える建物とすることといたしました。

沿道景観を形成するエリアについては、すべての建物を届出対象とすることといたしました。

3ページから5ページにかけて、取組みを行うことと選定した、「管崎宮地区」、
「住吉神社地区」、「御供所・冷泉地区」、「舞鶴公園・大濠公園地区」、「姪浜地区」の5地区について、地区ごとに周辺の状況等を一覧にいたしております。

それでは、これから、本日もご審議いただき、STEP4 各地区の具体的な範囲等について説明をさせていただきます。

6 ページをお願いいたします。

各地区の状況につきましては、3 ページから 5 ページを、ご確認くださいながらご覧いただければと思います。

1 番目は「管崎宮」でございます。

管崎宮では、本殿、拝殿、楼門及び鳥居が文化財となっております。資料内の地図の建物の外形を赤線でなぞり、黄色で塗りつぶして示しております。

資料左下にある赤囲みの写真は、管崎宮の楼門です。楼門の奥には、拝殿、本殿が一行に並んでいるのですが、写真では確認しづらい状況です。また、資料右上の同じく赤囲みの写真は鳥居でございます。

管崎宮の視点場は、境内の中に赤色で塗りつぶし、文字で示しているところになります。視点場につきましては図示のとおり、点ではなく、楕円状の範囲で設定いたしました。

視点場からの見え方につきましては、写真 1 から 4 に示しております。また、管崎宮参道の沿道景観、及び、参道から管崎宮の見え方は、資料左上、写真 5 でご確認ください。

視点場が楕円状であることから、視点場の短軸半径及び長軸半径+200m となる楕円のラインを引きます。(資料では、以降 $r=200m$ と表示しております。)これを基本としつつ、現地調査の状況を併せて検討いたしました結果、次ページ、

7 ページをお願いします。

管崎宮地区で届出対象の拡大に取り組むエリアは、視点場からの景観誘導を図る範囲を緑色で、沿道景観の誘導を図る範囲を赤色で示したエリアとしました。

資料の下の部分で、視点場からの距離 200m の範囲内で、一部緑色に着色していませんが、現地調査の結果、樹木等との位置関係から、31m 以下の高さの建物による影響が少ないこと、また、取組みを図るエリアのまとまり等からエリアの範囲を設定しました。

8 ページをお願いいたします。

2 番目は、「住吉神社」でございます。

住吉神社では、本殿、唐門、能楽殿が文化財となっております。資料右下の赤囲みの写真で3つの文化財を示しています。

ここで、唐門は、写真・文化財③のとおり、周囲を厚い樹木によって囲まれている状態です。能楽殿につきましては、写真・文化財②で説明いたしますと、一番手前に見えている割と新しい木造のやぐらは、住吉神社の土俵です。その奥に見えている緑色の屋根の建物は、神徳殿（結婚式場）です。文化財である能楽殿は、神徳殿の奥にあり見えない状態となっております。唐門と能楽殿につきましては周辺の建物等による景観の影響は少ない状態となっております。

これらの状況を踏まえ、住吉神社の視点場は、本殿境内とし、赤色でお示している楕円状の範囲を設定しました。沿道景観につきましては、住吉神社の末社である天津神社を含めた参道について誘導を図る範囲といたしました。

沿道の状況を写真1, 視点場から見える状況について写真2から4に示しております。

楕円状の視点場の短軸半径及び長軸半径+200mとなる楕円のラインを引き、併せて、現地調査の状況から検討した結果、次ページ, 9ページをお願いします。

住吉神社地区で届出対象の拡大に取り組むエリアは、視点場からの景観誘導を図る範囲を緑色で、沿道景観の誘導を図る範囲を赤色で示したエリアとしました。

視点場からの距離 200m の範囲内で、資料の上下に一部緑色に着色していない部分がありますが、現地調査の結果、31m以下の高さの建物による影響が非常に少ないこと、また、取り組みを図るエリアのまとまり等からエリアの範囲を設定しました。

ここで、8ページに戻っていただけますでしょうか。

資料右下の写真・文化財②で見ていただくとおり、土俵やぐら付近から、神徳殿(結婚式場)方向で一部、周囲の建物が見える状況となっておりますが、今回設定したエリアはこの部分への対応も図れると考えております。

10ページをお願いいたします。

3番目は、「御供所・冷泉地区」でございます。

御供所・冷泉地区では、承天寺3件、東長寺に1件、その他5件、計9件の文化財があります。

承天寺と東長寺の文化財につきましては、写真・文化財①～④にお示しているとおりです、承天寺は、2か所に文化財があることから、それぞれの境内に視点場を設定しました。東長寺の視点場も赤色の楕円でお示ししております。視点場からの見え方と承天寺通りの沿道景観を写真1～4でお示ししております。

次に、資料左上の赤囲みの写真・文化財⑤の吉住家住宅主屋についてですが、こちらは御供所地区景観形成地区に含まれており、現在、既に沿道景観の形成等まちづくりが進められている状況です。

資料左側中ほどに赤囲みで示しております写真・文化財⑦～⑨旅館鹿島本館は現在も営業をされている旅館で、櫛田表参道ではなく、櫛田表参道と直行する南北方向の上西町通りに面した立地となっております。また、写真・文化財⑥の旧三浦家住宅は、現在、博多町屋ふるさと館の一部として観光利用がなされている状況です。

旅館鹿島本館と旧三浦家住宅につきましては、文化財の状況や周辺の街並みの状況等から、今回の取り組み対象からは外させていただくよう考えています。

これらの状況から、御供所・冷泉地区においては、承天寺及び東長寺の視点場から+200mとなるラインを引き、これを基本としつつ、現地調査の状況を併せて検討いたしました結果、次ページ, 11ページをお願いします。

御供所・冷泉地区で届出対象の規模を見直すエリアは、視点場からの景観誘導を図る範囲を緑色で、沿道景観の誘導を図る範囲を赤色で示したエリアとしました。

視点場からの距離 200m の範囲内で、資料の上下に一部緑色に着色していない部分がありますが、現地調査の結果、本市の顔であり博多駅からウォーターフロントへの主軸である大博通り沿道では、31m以下の高さの建物による影響が少ないこと、

また、エリアのまとまり等からお示ししているとおり、エリアを設定しました。

1 2 ページをお願いいたします。

4 番目は、「舞鶴公園・大濠公園地区」でございます。

当地区には、舞鶴公園・大濠公園地区には合計 1 3 件の文化財があります。

舞鶴公園側では、資料下側、赤囲みの写真で「文化財①福岡城南丸多聞櫓」をはじめとする福岡城にまつわる建物群が文化財であり、大濠公園側では、資料左上の「文化財⑦観月橋」、「文化財⑧松月橋」など中央の池に築造された工作物が文化財となっています。

このように、当地区の文化財の特性を踏まえ、舞鶴公園では公園外周部に視点場を設定し、半径 200m の距離のエリアを設定しました。また、大濠公園では、全体として中遠距離の景観であることを踏まえ、大濠公園部分の外周に一街区分のエリアを設定しました。

1 3 ページをお願いいたします。

舞鶴公園・大濠公園地区で届出対象の規模を見直すエリアは、緑色で示したエリアとなります。

舞鶴公園の視点場からの距離 200m の範囲内で、一部緑色に着色していない部分がありますが、現地調査の結果、明治通りの幹線道路沿道では、31m 以下の高さの建物による影響が少ない状況です。

図面下側には、逆に、200m の距離より指定範囲が広がっている部分があります。

1 2 ページに戻っていただきまして、資料下側の写真 3 をご覧ください。この写真は舞鶴公園内の天守台から南側方面の見え方ですが、国体道路より南側の街区が、急なのぼり斜面となっております。この斜面の影響を踏まえ、範囲を設定しました。

1 4 ページをお願いします。

5 番目の「姪浜地区」でございます。

姪浜地区では、文化財である旧マイヅル味噌、石橋長次郎家住宅をはじめ、地元まちづくり協議会が認定活動を行っている伝統的な町家が旧唐津街道沿いに多く存在しています。資料の写真で、文化財並びに、旧唐津街道の沿道景観をご確認いただけたと思います。次ページ、1 5 ページをお願いします。

姪浜地区では、旧唐津街道の沿道景観の誘導を図ることとし、赤色で示したエリアとなります。

次のページをお願いいたします。

STEP5 景観計画の見直し（素案）です。

ここまで説明をさせていただきました、新たな取組みを盛り込んだ、景観計画の見直しの素案を作成いたしております。見直し部分を朱書きで記載しております。

なお、今回の景観計画の見直しに際しましては、景観計画の上位計画である福岡市基本計画が平成 24 年 12 月に、都市計画マスタープランが平成 26 年 5 月に改定されたため、その内容を反映しております。

具体的には、旧計画で位置付けられていた、東部、南部、西部の「副都心地区」が、それぞれ東部、南部、西部の「広域拠点」に名称が変更されたものです。

資料の下側、福岡市景観計画のページ番号で3ページをご覧ください。

副都心地区を広域拠点に変更しております。

3枚めくっていただきまして、福岡市景観計画の9ページをお願いいたします。

景観形成のゾーン区分を示しておりますが、今回、新たに「歴史・伝統ゾーン」を第6のゾーンとして位置付けております。

右側、10ページをご覧ください。

「都心ゾーン」の説明ですが、これまで、都心ゾーンの景観形成方針に「御供所地区」の記載がありました。今回、御供所地区については、「歴史・伝統ゾーン」で記載することといたしました。

1枚めくっていただき、11ページをお願いいたします。

「一般市街地ゾーン」です。舞鶴公園・大濠公園、姪浜・箱崎に関する説明がありましたが、「歴史・伝統ゾーン」で記載することといたしました。また、副都心の文言を広域拠点に変更しております。

2枚めくっていただきまして、福岡市景観計画の15ページをお願いします。

新たに位置づけます、「歴史・伝統ゾーン」の景観特性、景観形成方針を記載しております。

景観形成方針に、建築物等を計画する際に、歴史資源からの眺望を大切にするとともに、歴史資源との調和等に努めることを位置付けております。

1枚めくっていただき、赤字で記載されている17ページをお願いいたします。

「歴史・伝統ゾーン」における届出対象規模の見直しは、ここで位置づけます。

お示ししている表は、「届出に係る規模」を規定しております。この表に、建築物、工作物ともに「歴史・伝統ゾーン」の欄を追加し、ご審議いただきました、見直しの規模である、「高さ15mを超え、又は、延べ面積が1,500㎡を超えるもの。」「沿道区域では、通常管理行為、軽易な行為等の景観条例の適用除外規定を除き、すべての規模を対象とする。」ことを位置付けております。

1枚めくっていただき、19ページをお願いいたします。

届出対象建築物に対する行為の制限事項についてです。

まずは、「全ゾーン」に対する事項を示しております。前回の審議会でもご意見をいただいておりますが、歴史・伝統ゾーン「以外」のゾーンに対し、「歴史・伝統ゾーン」に対し配慮を行うことを記載しております。

1枚めくっていただき、22ページをお願いいたします。

「歴史・伝統ゾーン」の行為の制限について、追加をしております。

「規模・配置」、「意匠・形態」に歴史資源に対する配慮について記載しております。

「外構」では、前回の審議会でもご意見をいただきましたが、「歴史・伝統ゾーン」での緑化について、「在来種の樹木等により、歴史的まちなみに調和すること」を記載しております。

また、「夜間照明」「屋外広告物」に関する事項も記載しました。

1枚めくっていただき、23ページをお願いいたします。

色彩に関する景観形成基準です。「歴史・伝統ゾーン」につきましては、表2で示している、「一般市街地ゾーン」や、「山の辺・田園ゾーン」と同じ色彩基準とします。

「歴史・伝統ゾーン」の色彩につきましては、届出の中で、歴史資源および周辺の街並みの状況などを踏まえ、色相、彩度、明度等について調和が図れるよう誘導してまいりたいと考えております。

1枚めくっていただいた、25・26ページでは、各ゾーンで使用できる色彩の範囲を示しております。

景観計画見直し(素案)の次ページ以降につきましては、変更事項はございません。

審議事項1の説明は、以上でございますが、引き続き市民意見募集について、報告をさせていただきます。

6枚ほどめくっていただき、報告資料の1ページをお願いいたします。

今回の歴史資源を活かした景観形成の取組みにつきましては、届出制度を活用し、街並みの調和を図るもので、建物の高さを規制するといった特に権利制限を行うものではありませんが、福岡市景観計画の変更が必要となります。このため、景観法第9条第8項の規定により、市民意見の募集を行います。

市民意見募集は、「福岡市景観計画の見直し(素案)」が対象となります。

なお、市民意見募集の際には、本日の審議会資料の前半部分、及び本報告資料は概要版として、参考説明資料とします。

2枚めくっていただきまして、3ページをお願いいたします。

右側「5. 市民意見募集の詳細」をご覧ください。

市民意見募集の募集期間ですが、2項目のとおり、10月26日～11月25日を予定しております。

また、閲覧場所につきましては、3項目のとおり、各区役所、市役所本庁舎を予定しております。市のホームページでも閲覧が可能となっております。

全体の概要は記載のとおりでございますので、ご確認いただければと思います。

また、最後のページになりますが、歴史的景観に対する取組みについて他都市の状況を一覧にまとめております。各都市の特性に応じて、様々な取組みが行われています。

市民意見募集の際、参考資料としてご覧いただくかと考えております。

たいへん長くなりましたが、説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

- 会長 : 審議事項・報告事項についてご質問・ご意見はありますか。
- 委員 : 資料p9の住吉神社について、文化財である能楽殿の敷地外にあると思われる樹木が今後伐採されてしまった場合、能楽殿周辺から南側のエリアの見え方は変わってしまうのではないのでしょうか。
- 事務局 : 樹木が無くなったとしても本殿西側に設定した視点場からの見え方には変化はないと考えられます。
- 委員 : 能楽殿の直近の見え方にも問題はないとの理解でよろしいのでしょうか。
- 事務局 : 能楽殿周辺は人が入りにくくなっており、影響が少ないと考えております。
- 委員 : 理解しました。そうであるならば、誤解のないよう資料の能楽殿南側にある民地側の樹木記号は削除した方がよいのではないのでしょうか。
- 事務局 : 削除いたします。
-
- 委員 : 前回の審議会において、管崎宮や住吉神社など参道からの本殿の見え方が最も重要ではないかとの意見が挙がりましたが、今回の資料の中では参道からの見え方に関する記載がないようです。どのような検討を行ったのでしょうか。
- 事務局 : 資料p6の管崎宮で説明しますと、資料左上写真5に参道から本殿の見え方の写真を掲載している通り、31mより低い建物は見えないことを確認しています。また、前回の意見を踏まえ、歴史・伝統ゾーン周辺の建物について、影響を及ぼす可能性がありますので、景観計画p19に朱書き部分で、「歴史・伝統ゾーンの周辺では、歴史・伝統ゾーンからの見え方に配慮した建物の形態・意匠や外観の色彩等とする。」との記載を追加しています。
- 委員 : 参道から本殿を眺めた際に、31m以下の建物は本殿を超えて見えないとの説明でしたが、考え方は単純な数学であり、資料p2の右下にあるエリア設定の考え方に基づく、視点場が離れば離れるほど、視点場から樹木を超える視線は、角度がより鋭角になってしまうと思います。そのため、31m以下の建物でも見えるようになる可能性があるのではないのでしょうか。
- 事務局 : 前回の審議会でのご意見を踏まえ、資料p6左上の写真5の通り、建物が見えないことを現地で確認しております。また、資料右側にある写真1は、境内から本殿を見た場合ですが、本殿に近づくほど建物が見え、離れるほど建物が見えなくなるといった状況になっています。算式的には、梅津委員のおっしゃる通りになりますが、現地で確認した結果、今回お示ししたエリアとしております。離れた場合に、近くにある樹木が視界の中に滲み出してくることが影響して、建物が気にならなくなっている状況になっているのではないかと考えられます。
- 委員 : 今の説明は、逆ではないのでしょうか。写真1と写真3を見比べた場合に、遠い方である写真1の方が建物はより見えているのではないのでしょうか。
- 事務局 : 資料p2右下の検討モデルはあくまで前提条件です。ご意見の通り、樹木がなければ視点場が本殿から離れると本殿を超えて建物が見えるようになりますが、視点場が離

れても参道に豊かな緑が存在するため、樹木が本殿との間に常に存在し、31m以下の建物の見え方に影響がないことを現地で確認しております。

会長 : 遠くのエリアでも対象とするべき箇所があるのではないかとのご意見なのでしょうか。

委員 : 対象とするべきであるという断定的な意見ではなく、前回挙がった意見を踏まえた検討内容を聞きたかったのです。

会長 : 参道からの見え方について資料が足りないと思いますので、事務局で現地を確認した内容を資料として補うことを検討してください。

: 他にご意見・ご質問等はないでしょうか。内容については、大体良いのではないかと思いますがいかがでしょうか。

一同 : 異議ありません。

会長 : この検討によって、景観に影響する建物に対して少しでも歯止めになればよいと思います。これまでよりも多くの建物について一緒に検討する機会が作れることになりました。

: 前回の審議会でいただいた意見への対応についても概ね問題ないと思いますが、いかがでしょうか。

一同 : 異議ありません。

会長 : 本日いただいたご意見について、包清委員にはご了解いただきました。梅津委員のご意見については、事務局で補足いただき、私で内容を確認したいと思いますがいかがでしょうか。

一同 : 異議ありません。

会長 : 次回の審議会にてご報告したいと思います。また、報告事項の「市民意見募集（パブリックコメント）について」も審議会として了承するというところでよろしいでしょうか。

一同 : 異議ありません。

委員 : 今回は、あくまで届出のみで、権利の制限等はないとの理解でよろしいでしょうか。

会長 : その通りです。拘束力はありませんが、これまでもアドバイザー会議において検討することで改善されてきた実績を踏まえると、協議の機会が広がることで一定の効果は期待できると思います。

委員 : 地域的に言えば、今回の検討は、博多区や中央区の建物が対象の中心になってくると思いますが、パブリックコメントの閲覧・配布場所は今回対象となるエリアの場所により多く意見募集ができた方がよいのではないのでしょうか。様々な市関連施設を閲覧・配布場所にする工夫はできないのでしょうか。

事務局 : 今のところ区役所を閲覧・配布場所と考えております。意見募集を行う適切な場所も限られておりますので、例えば自治会長を通じて地域へ説明させていただくなど、多くの市民へ周知するための方法について、検討させていただきたいと思っております。

会長 : 以上で今回の審議会は終了といたします。ありがとうございました。